

決算書の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																
<p>公益財団法人 大阪国際平和センター</p>	<p>財団法人大阪国際平和センター（以下「平和センター」という。）が作成した平成24年度の決算書を点検したところ、会計処理の誤りや公益法人会計基準に準拠していないものが見受けられた。</p> <p>1 平和寄金特別会計の収支計算書において、平和寄金収入の決算額と総勘定元帳に差異があった。</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1" data-bbox="644 709 1448 915"> <thead> <tr> <th></th> <th>収支計算書 決算額</th> <th>元帳</th> <th>差異</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平和寄金収入</td> <td>627,233</td> <td>627,233</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>一般的寄付金収入</td> <td>621,538</td> <td>625,698</td> <td>△ 4,160</td> </tr> <tr> <td>一般的寄付金利息収入</td> <td>5,695</td> <td>1,535</td> <td>4,160</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 財務諸表に対する注記において、補助金の注記が記載されていない。 平和センターは平成24年度において、大阪府及び大阪市からそれぞれ42百万円補助金を受け取っているが、平成16年改正の公益法人会計基準 第4 1 (10) で求められている補助金の注記を行っていない。</p>		収支計算書 決算額	元帳	差異	平和寄金収入	627,233	627,233	0	一般的寄付金収入	621,538	625,698	△ 4,160	一般的寄付金利息収入	5,695	1,535	4,160	<p>収支計算書と総勘定元帳の金額に、差異が発生した原因は、総勘定元帳から決算書への転記誤りがあったためである。 決算書を作成するに当たっては、転記誤りが発生しないように、チェック体制を整備されたい。</p> <p>注記が記載されていない原因は、「収支計算書において、大阪府及び大阪市の補助金の金額が明記されており、注記を記載する必要がない」と平和センターが判断したためである。 しかし、当期の補助金の増減額及び残高は、収支計算書では確認できないため、公益法人会計基準に準拠し、補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高について、注記として記載されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【公益法人会計基準】（平成16年改正）</b>            第4 財務諸表の注記            1 財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。            (10) 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高</p> </div>	<p>平成25年度決算書から、顧問契約している税理士事務所が作成した決算書案を事務局長・次長など複数の職員により確認する体制とした。            今後は、転記誤りがないようにチェックを徹底する。</p> <p>平成25年度決算書から、公益法人会計基準に準拠し、補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高について、注記として記載した。</p>
	収支計算書 決算額	元帳	差異																
平和寄金収入	627,233	627,233	0																
一般的寄付金収入	621,538	625,698	△ 4,160																
一般的寄付金利息収入	5,695	1,535	4,160																